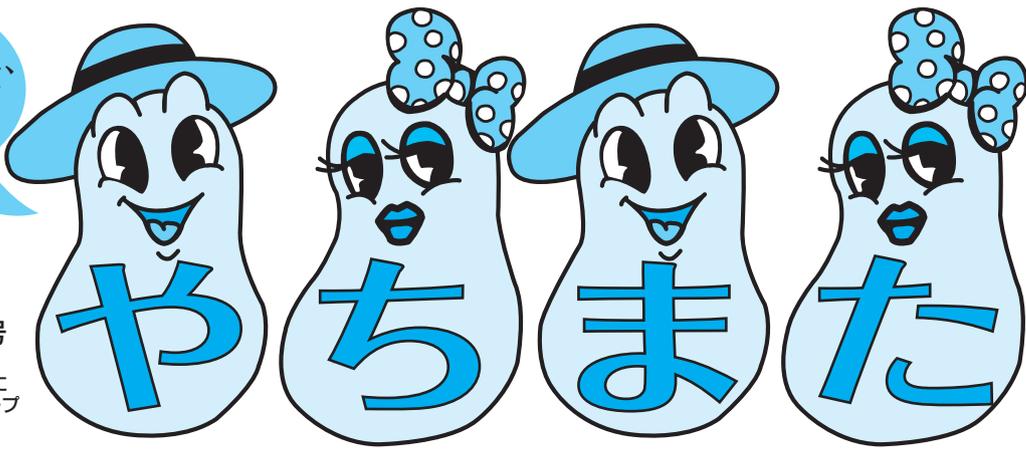


受験生の皆さん、  
体調万全にして  
頑張ってくださいね。

NO.774  
平成29年  
2月1日号

この広報紙は、環境に  
配慮したバージンバルブ  
を使用しています。



●発行 八街市  
●編集 総務部秘書広報課  
●発行日 毎月1日・15日  
〒289-1192  
千葉県八街市八街ほ35番地29  
☎(043) 443-1111  
FAX(043) 444-0815  
ホームページ  
http://www.city.yachimata.lg.jp/

カタクリの花

人口の動き 1月1日現在 人口 72,006人 (前月比 -71人) 男 36,634人 女 35,372人 世帯数 31,089世帯

申告期間  
2月16日(木)~  
3月15日(水)

# 市県民税の申告と所得税及び復興特別所得税の確定申告

申告期間中、市役所では市県民税の申告と簡易な所得税及び復興特別所得の申告相談(譲渡や青色申告、事業所得で新規事業の方、消費税の申告などを除く)を受け付けます。  
また、成田税務署でもイオンモール成田に確定申告書作成相談会場を設けています。

確定申告には  
マイナンバーと  
本人確認書類の  
写しが必要です

**市県民税の申告と簡易な確定申告は、市役所で受け付けます**

時 2月16日(木)~3月15日(水)  
(土曜・日曜日を除く)  
※3月12日(日)に限り行います。  
午前8時45分~正午  
午後1時~4時

※混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。

**場** 市役所第4庁舎

【注意事項】  
◎申告会場は午前8時15分に開場します。受付表に氏名をご記入のうえお待ちください。(長時間お待ちいただくこともあります。)

◎譲渡所得(土地・建物・株式など)、青色申告、贈与税、相続税、消費税などの相談はできません。(申告書作成済みの場合は、提出できます)

◎一日に受け付ける人数には限りがあるため、午前中に所定の人数に達した場合、一度締め切り、引き続き午後の方を受け付けます。

◎自書申告コーナーを設けます。記入例を見ながら申告書をご自身で作成できます。

◎申告書などの控えが必要の方は、必ずその場で申し出てください。後日交付はできません。

**関** 課税課

☎443-1116

**成田税務署からのお知らせ**  
平成28年分の所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の申告書作成と提出は、「イオンモール成田」で行います

時 2月10日(金)~3月15日(水)  
(土曜・日曜日、祝日を除く)  
※2月19日(日)・26日(日)に限り行います。  
午前9時~午後4時  
(午前9時から10時の入口は2階C入口のみ)

**場** イオンモール成田(2階イオンホール)

【注意事項】

◎3月15日(水)までの間、成田税務署に申告書作成会場はありません。

◎納税証明書は、イオンモール成田の会場では発行していません。

◎イオンモール成田の会場には、納税窓口がありません。口座振替をご利用いただくか、または最寄りの金融機関で納税してください。

**国** 税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書が作成できます。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax」を利用して送信できます。

また、「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁ホームページ  
http://www.nta.go.jp/

**成田税務署** ☎0476-28-5151

**市県民税の申告が必要な方**  
平成29年1月1日現在、市内に住んでいた方で、確

定申告は不要でも、平成28年中に次のような所得があった方は、市県民税の申告をする必要があります。

- 事業所得があった方
- 給与所得者の方で、次のいずれかに該当する方
  - ・勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない方
  - ・給与所得以外に所得があった方
- 公的年金受給者の方で次のいずれかに該当する方
  - ・公的年金の所得以外に所得があった方
  - ・医療費控除や生命保険料控除などを受けようとする方
- その他
  - ・市内に住んでいないが、平成29年1月1日現在に事務所、事業所、家屋敷が市内にある方
  - ・所得のなかった方で、誰の扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養親族になつていない方
  - ※ご自身で確定申告をする場合や、勤務先が市役所に給与の支払報告をしている場合は、申告をする必要がありません。

※この申告は、平成29年度の市県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料などの算定をする上で、その基礎となるものです。

収入がない場合でも申告

をするようにお願いします。申告をされない場合には、児童手当の認定を請求するときや融資を受けるときなどに必要な税務証明が発行できません。

**関** 課税課  
☎443-1116

**年** 金所得のある方  
公的年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告の義務はありません。(所得税及び復興特別所得税が還付になる方は、確定申告をして還付を受けることができます。)

ただし、市県民税の計算で、医療費控除や生命保険料控除などを受ける場合は、市県民税の申告が必要です。  
**所得税及び復興特別所得税の還付申告ができる方**  
給与所得者の方や年金受給者の方で、確定申告の必要がない方でも、次に該当する場合には、確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

- ・マイホームをローンなどで取得した方
- ・多額の医療費を支払った方
- ・年末調整で控除の手続きを忘れた方
- ・年の途中で退職したため、勤務先で年末調整を受けられなかった方

**2** ページ目に続きます。

記号の見方 時日時 場会場 内容 対象 定員 費参加費 申申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444-0815